

厚生労働省告示第五十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ1）の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

1121、 1122、 1126、 1128、 1129、 1131、 1135、 1139 及び 1143 に掲げる 高度管理 医療機器	1083、 1086 から 1090 まで、 1093 から 1095 まで、 1098、 1099、 1101 から 1103 まで、 1107、 1116、 1118	告示第二百九十八号（別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度 管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省	改正後
1121、 1122、 1126、 1128、 1129、 1131、 1135、 1139 及び 1143 に掲げる 高度管理 医療機器	1083、 1086 から 1090 まで、 1093 から 1095 まで、 1098、 1099、 1101 から 1103 まで、 1107、 1116、 1118	告示第二百九十八号（別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度 管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省	改正前

（傍線部分は改正部分）